

3 障害者福祉

3.1.1 中央心身障害者対策協議会 国際障害者年事業の在り方について（意見具申）（55.8.12.）

中央心身障害者対策協議会は、国際障害者年国内委員会として、我が国における国際障害者年事業の在り方について検討するため本協議会内に国際障害者年特別委員会を設置し、鋭意検討を進めてきたところであるが、今般、昭和56年における国際障害者年事業の在り方等について意見を取りまとめたので、別紙のとおり意見具申するものである。

政府におかれては、この意見を参考とされ、国際障害者年事業の推進のため、一層の努力を傾注されるよう強く要望するものである。

別紙

国際障害者年事業の在り方について

第1 国際障害者年の趣旨

国際連合の「障害者の権利宣言」、 「精神薄弱者の権利宣言」及び「国際障害者年に関する決議」を尊重し、我が国の諸条件を考慮に入れ、国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」という目標の実現に向けて、国、地方公共団体及び民間による各種の啓発活動、障害者対策及び国際協力等を実施し、併せて国際障害者年を契機とする国内長期行動計画を策定するところに

ある。

第2 障害者対策の現状と今後の基本的在り方

1 障害者対策については、施行30周年を迎えた身体障害者福祉法及び精神衛生法、20周年を迎えた精神薄弱者福祉法及び身体障害者雇用促進法、更に昭和45年制定の心身障害者対策基本法によって各種の施策が実施され、保健、医療、福祉、雇用、教育、年金等の面で実績を積み重ねてきた。

しかし、障害者問題は、その間数次の制度の改正を経たにもかかわらず、障害の種類・程度等によってニーズが広範多岐にわたるため、解決されるべき課題が多く残されている。

- 2 今後の障害者対策の基本的在り方として、
- (1) 相互の理解を深め、対等の人格的存在として認め合うこと、
 - (2) 障害者が人間としての尊厳にふさわしい諸種の処遇を受ける権利を有すること、
 - (3) 障害者も可能な限り社会的経済的自立への努力をすること、また、国民は、社会連帯の理念に基づき、これを援助する責務を有すること。
 - (4) 国及び地方公共団体は、障害者の福祉の増進と自立への努力を援助する責務を有すること。
- 等について、全国民の合意と理解が必要である。
- 3 この合意と理解を全国民に定着させることは国際障害者年一年で達成しうる事業ではなく、その後も

長期にわたる積極的な啓発活動が必要となるであろう。

- 4 かかる考え方の基礎の上に、障害者対策を更に発展させるための第1歩を踏み出すことが、国際障害者年実施の大きな目的である。
- 5 なお、かかる障害者対策の今後の基本的在り方を考慮すると、国際障害者年というこの機会に、国及び地方公共団体を通じて最も効果的な組織機構及び調査研究体制の在り方について、改めて検討する必要があるであろう。

第3 国際障害者年事業の在り方

上記、国際障害者年の趣旨等に基づき、啓発活動、障害者対策及び国際協力の3点に重点を置いて国際障害者年事業を進めるべきである。

1 啓発活動

障害者問題に関する障害者自身を含む全国民の認識を深めるための啓発活動は、今後、長期間にわたる重要課題であることから国際障害者年特別委員会において、なお検討する必要があると考えられるが、当面、昭和56年においては、次の事項について積極的に取り上げるべきである。

- (1) 国、地方公共団体及び民間による各種の国際障害者年記念集会
- (2) 国の国際障害者年推進本部による国際障害者年の声明の発表
- (3) 障害者の日の制定
- (4) 国際障害者年記念切手の発行
- (5) 国際身体障害者技能競技大会の開催
- (6) 国際障害者年記念全国身体障害者スポーツ大会の開催
- (7) 国、地方公共団体及び民間による広報活動

2 障害者対策

障害者対策の在り方については、今後、総合的かつ長期的視野に立って、なお国際障害者年特別委員会において検討し、国際障害者年を契機とする国内長期行動計画の在り方をまとめる必要があると考えられるが、当面、昭和56年においては、次の事項について積極的に取り上げるべきである。

- (1) 国の障害者対策
 - 各種福祉施策
 - ア 身体障害者対策
 - (ア) 社会参加促進のための施策の拡充
 - (イ) 総合的福祉サービス体制づくり等を旨とする障害者福祉都市推進事業の拡充

- (ウ) 重度身体障害者の生活訓練事業・介護事業の充実強化
- (エ) 更生援護施設の体系的整備と質的充実
- (オ) 身体障害者の生きがい、健康を増進するための施策の充実
- (カ) 身体障害者総合福祉センターの設立
- イ 心身障害児及び精神薄弱者対策
 - (ア) 早期発見、早期療育体制の充実
 - (イ) 地域ケアを強化するための心身障害児(者)施設地域療育事業、精神薄弱者通所援護事業等の拡充
 - (ウ) 心身障害児及び精神薄弱者関係施設の体系的整備と質的充実
 - (エ) 療育水準向上のための施策の推進
 - (オ) 心身障害児(者)福祉啓発事業の推進
- ウ 精神障害者対策
 - (ア) 社会復帰の促進
 - (イ) 職親制度の検討
- エ 国際交流セミナー等の開催
- オ 福祉機器技術の研究開発と福祉関連機器リース制度の充実強化
- カ 生活安定のための諸施策の推進
 - 診断、治療、研究機能等の充実
 - リハビリテーション専門職員の養成訓練体制の充実
 - 雇用対策
- ア 雇用率達成指導の強化等雇用機会を確保するための対策の推進
- イ 身体障害者職業訓練校等による障害者訓練の推進
- ウ 障害者を取りまく雇用環境の整備の推進
- エ 労働災害被災者の社会復帰の促進及び援護を図るための施策の推進
- オ 障害者雇用問題に関する啓発・広報の強化
 - 特殊教育
 - ア 心身障害児適正就学指導の充実
 - イ 教育内容、方法の改善と教職員の資質の向上
 - ウ 学級編制及び教職員定数の改善
- エ 特殊教育諸学校の施設・設備の充実
- オ 就学奨励費の充実
- カ 研究体制の整備
- キ 障害児の理解推進校の指定等障害児の理解・認識の推進

住宅，交通機関等の生活環境施設

ア 障害者のための鉄道，バスその他の公共交通機関利用対策の充実強化

イ 障害者の利用を考慮した道路，公共建築物等の生活環境施設の設計及び改修の推進

ウ 障害者世帯向け公営住宅の建設，公営住宅における単身入居の実施及び公団住宅への優先入居の推進

エ 住宅金融公庫の割増融資等の優遇措置の推進

(2) 地方公共団体の障害者対策

地方公共団体は，それぞれの地域の実情に応じ，地方心身障害者対策協議会等の意見を聞くとともに関係団体との連携を図りながら国際障害者年の目的に沿って施策の充実強化を図るべきである。

(3) 民間の活動

報道機関その他の企業及び諸団体にあっても，国際障害者年事業等にそれぞれの分野で積極的に参加・協力すべきである。

特に，障害者関係の団体にあっては，国際障害者年の目的に沿って，それぞれの事業を活発に実施すべきである。

3 国際臨力

障害者対策に関する国際協力の在り方については，今後，国際障害者年特別委員会において，なお検討を要する問題であると考えが，国際障害者年が諸外国との強力かつ継続的な国際協力の必要性を強調する機会でもあることを考慮して，国際連合等の国際障害者年に関する各種の事業計画に対する参加，協力等については，昭和56年においても積極的に検討すべきである。